

食 品 安 全 委 員 会 第 384 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 23 年 6 月 2 日（木） 14：01～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・農薬「クロルピリホス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピラクロニル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シクラニリド」に係る食品健康影響評価について

（2）平成 23 年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の対象課題の案について

（3）その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（事務局）

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、
原嶋勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜クロルピリホス＞

資料 1－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜ピラクロニル＞

資料 1－3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜シクラニリド＞

資料 2－1 平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）

資料 2－2 平成 23 年度食品安全確保総合調査の対象課題（案）

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から第 384 回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。お手元にございます「食品安全委員会（第 384 回会合）議事次第」に従いまして本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認させていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料 1－1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜クロルピリホス＞」、資料 1－2「農薬＜ピラクロニル＞」に関する資料、資料 1－3「農薬＜シクラニリド＞」に関する資料です。資料 2－1「平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）」について、資料 2－2「平成 23 年度食品安全確保総合調査の対象課題（案）」について。

資料は以上でございます。でございますでしょうか。

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に、食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見についてです。まず、農薬 3 品目のうち、クロルピリホス、ピラクロニルの 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それではお手元の資料 1－1 及び 1－2 に基づきまして御説明いたします。資料 1－1 は、クロルピリホスという農薬の評価書でございます。資料を少しめくっていただきまして 5 ページをお願いいたします。前のページから審議の経緯が続いているところでございますが、5 ページの上の方に第 3 版関係とあるところが今回の評価の関係になります。昨年 8 月に厚生労働大臣から、残留基準設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

少し資料をおめくりいただいて、9 ページをお願いいたします。9 ページの下の方、7. の開発の経緯にございますように、このものは殺虫剤です。我が国では 1971 年に食用作物について農薬登録がされまして、海外では米国、英国、フランス等で農薬として登録されているということでございます。今回、魚介類への残留基準値の設定について要請があったということでもあります。

今回は 3 回目の食品健康影響評価ということになりますので、主に新たに提出されました資料の

関係をご説明いたします。資料を少し先にめくっていただいて、19 ページをお願いいたします。19 ページ、6. の作物等残留試験、こちらの真ん中辺にございます(3) 魚介類における最大推定残留値、こちらの項目が追加されております。魚介類における最大推定残留値は 0.302 mg/kg と算出されております。その下の(4)の推定摂取量につきましても、魚介類の最大推定残留値を用いて計算し直しております。

38 ページにⅢといたしまして、食品健康影響評価がございます。こちらにおいても真ん中から少し下のところに魚介類の最大推定残留値につきまして追記しておりますが、今回の評価によって、ADI の変更等はありません。

次に資料 1-2 をお願いいたします。資料 1-2 はピラクロニルという農薬の評価書でございます。こちらにつきまして、資料をめくっていただきまして 3 ページをお願いいたします。審議の経緯の半ばのところから、第 2 版関係というところがございまして、そちらが今回の評価の関係になります。昨年 6 月に厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

めくっていただきまして 7 ページをお願いいたします。こちらも下の方に 7. として開発の経緯がございますが、この農薬は除草剤です。8 ページに記載は移りますけれども、我が国では 2007 年に農薬登録されているということで、今回、ひえへの適用拡大申請がなされたということです。今回は第 2 版ということで、2 回目の食品健康影響評価となります。前回からの主な修正点につきましては、9 ページからⅡとして、安全性に係る試験の概要がありまして、その 1 として、動物体内運命試験がございます。こちらの動物体内運命試験の記載の仕方につきましては、最近の評価書の記載の仕方に倣って整理をし直しております。9 ページの下の方にあります②の吸収率という項目を立てまして、このもののラットにおける体内吸収率は 85%~89%と算出されたという記載を追記しております。(2)の体内分布につきましては、この 9 ページの下の方、①の単回投与の a という項目も追記をしております。

少し先の 21 ページをお願いいたします。21 ページの 8. の急性毒性試験、こちらにつきましては、その次のページに表がございますが、22 ページの表の 15 の下から 2 つ目、XX とあるところでございますが、この代謝物についての急性毒性の情報が追加されております。

さらに先の方でございます。めくっていただきまして 32 ページをお願いいたします。32 ページから遺伝毒性試験の関係がございまして、結果の表が表 31 として 33 ページの上の方にございます。こちらで in vitro でのヒト末梢リンパ球を用いました染色体異常試験の成績が追加されております。こちらの試験成績は陽性ということでございました。解釈につきましては 32 ページの下の方

に記載されておりますが、染色体異常試験以外の試験は陰性の結果でございまして、in vivo での小核試験で陰性であったこと等から、生体にとって問題となるものではないと、そういう判断は変わっておりません。

さらにめくっていただきまして、34 ページ、こちらの上の方の表の下から2つ目のところにも、X Xとありますが、この代謝物について復帰突然変異試験陰性という情報が追加されております。

食品健康影響評価は 36 ページからでございます。毒性所見に関する記載整備等ございましたが、内容に関する変更はございませんで、ADI についての変更もございません。

以上の2点につきましては、パブリックコメントの手続は行わずに、この結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○村田委員 どちらも3版、2版ということで、別に問題ないと思いますけれども、ちょっと質問したいのは、クロルピリホスでしたか、これは何か魚に対する適用拡大という、魚介類に適用拡大ということなんですけれども。

○坂本評価課長 適用拡大ではなくて、基準値の設定ということです。

○村田委員 基準値を設定するということですか。

○坂本評価課長 水系へ行った場合の基準値設定ということです。

○村田委員 ということで水系ですね。そうしますと、それで何か特段変わったことというのはなかったということよろしいんでしょうか。何か水での分解試験とか。

○坂本評価課長 毒性評価そのものは、化学物質としての評価のデータを見ておりますので、最終的な結果につきましては、特に変更はないということになります。

○村田委員 水においたときに何か違う代謝生産物ができて、毒性が新たに生じたとか、そういうことはないということで理解してよろしいわけですね。

○坂本評価課長 そういうものにつきましては、17 ページのところから水中運命試験、こちらはたしか以前から出ておりますが、あるいはその次のところ、18 ページには水中光分解試験等のデータがもともとございましたので、特にそういうところについて今回何か議論とかはたしかなかったと記憶しております。

○小泉委員長 多分、そのほかにも、魚の中で変化するということはないのでしょうか。

○坂本評価課長 今回は、そこまでのデータはとっておらずに、濃縮係数をとってどれぐらい濃縮されてという残留値を見ておりますので、魚の代謝等についてのデータまではたしかとっておりません。ただし、動物体内、植物体内での主要代謝物についてはかなり広く押さえておりますので、特段、何か今後出てくれば、改めてリスク評価をする必要があるかと思いますが、現時点ではそこまでは特段必要はないのではないかとと思われますが。

○小泉委員長 私も当然そう思うのですが、最近、この生物濃縮についていろいろ問題提起がありましたので、ちょっとお聞きいたしました。

ほかに御質問ございませんか。どうぞ。

○畑江委員 マウスの 18 カ月間発がん性試験、37 ページの表にメスで、赤色耳介と書いてありますよね。28 ページに書いてあるんですけれども、これもやはり何か毒性影響なんですか。

○小泉委員長 廣瀬委員、いかがですか。

○廣瀬委員 37 ページの資料のどちらですか。

○畑江委員 資料 1－2 のほうです。1－2 の 28 ページの下から 4 行目に、何か 500ppm 投与群のメスに赤色耳介の発生頻度増加が認められたという、これも毒性影響なんですか。

○廣瀬委員 どうなんでしょうね。恐らく何か循環に対する影響ではないかなと思いますけれども、結局、塗るわけではないですから、全身に対する影響として、耳が赤くなっているということだと思うんですよ。ということは、恐らく何らかの循環に対する影響が出ているのではないかなと想像しますけれども、余り詳しいことはちょっと今わかりません。

○畑江委員 すみません。今までこういうのが出てきたことはなかったもので、ありがとうございます。

○小泉委員長 これは毒性ととらえているのですね。

○廣瀬委員 当然、そうだと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

それでは、本2件につきましては、意見、情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちクロルピリホスの1日摂取許容量を0.001 mg/kg体重/日と設定する。ピラクロニルの1日摂取許容量を0.0044 mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きまして、農薬シクラニドに関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見、情報の募集の手続が終了しております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1－3に基づきまして御説明いたします。資料1－3は農薬シクラニドの評価書でございます。こちらめくっていただきまして7ページをお願いいたします。7.の開発の経緯にございますが、このものは植物の成長調整剤（枯凋剤）と呼ばれるものでございます。わたの開じょ促進効果があるということでございます。我が国では農薬登録がされていないということで、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されております。

めくっていただきました 13 ページ以降が、毒性試験の関係となっております。さらに 1 枚めくっていただきまして 15 ページの下の方から 11 といたしまして、慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。こちらの次の 16 ページにあります (2) のラットでの 23 カ月慢性毒性／発がん性併合試験では、1,000ppm 投与群の雌におきまして、肝細胞腺腫及び肝細胞癌の合計の発生頻度が増加する傾向が示されておりますが、この試験では無毒性量が求められておりまして、雄で 43.1 mg/kg 体重／日、雌で 8.1 mg/kg 体重／日と考えられております。

17 ページにあります (3) の 18 か月間発がん性試験 (マウス) では、発がん性は認められておりません。その下 12. といたしまして、生殖発生毒性試験がございます。試験は幾つかございますが、こちらでは繁殖能に対する影響や催奇形性は認められておりません。

めくっていただいて、19 ページに 13. といたしまして遺伝毒性試験がございます。in vitro の染色体異常試験で、細胞毒性を示す濃度の代謝活性化系存在下で染色体異常を示したというデータがございますが、in vivo のマウス小核試験は陰性でございまして、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられております。

20 ページに食品健康影響評価がまとめられております。ラットでの発がん性試験で、1,000ppm 投与群の雌におきまして、肝細胞腺腫及び肝細胞癌の合計の発生頻度が増加する傾向がありましたが、米国ではラット及びマウスについて明確な発がん性はなかったと結論されております。このものには遺伝毒性は認められておらず、評価に当たって閾値を設定することは可能と考えられております。

各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質につきましては、シクラニリド、親化合物のみと設定されております。ADI につきましては、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の最小毒性量、1.9 mg/kg 体重／日を安全係数 300 で除した 0.0063 mg/kg 体重／日と設定しております。

さらに 3 枚おめくりいただきたいと存じます。ページがついておりませんが、右肩に参考とあるところでございます。本件につきまして、2 月 18 日まで御意見、情報の募集を行いましたところ、1 通の御意見をいただいております。御意見の内容ですが、1 といたしまして泌乳ヤギを用いた試験において、当該物質の乳への移行の値が表示されております。当該物質のみならず、一般化学物質の乳飲み子や成長期の子どもへの影響について EPA あるいは EU においてきめ細かい配慮がなされておりますので、規制当局は十分な注意を払う必要があるものと感じましたという御意見でございます。

こちらへの回答でございますが、まず当該物質の泌乳期ヤギを用いた動物体内運命試験について、表 4 というのはこちらの評価書の 10 ページにございますが、表 4 に示す通り、で最終投与 24 時間

後の乳汁中の濃度が、1 ppm の混餌投与で $0.01 \mu\text{g/g}$ 未満、10ppm 混餌で $0.01 \mu\text{g/g}$ が得られているということを説明しております。

そして、またというところからでございますが、当該物質の出生児の生育に及ぼす影響については、2 世代繁殖試験結果を用いて評価しているということを説明しております。なお書きのところでは、いただいた規制に関するご意見については、リスク管理機関にも情報提供させていただきますと回答しております。

2 の御意見は、急性神経毒性が 150 mg で惹起されるのに、90 日間の長期神経毒性試験では何の値の提示もないのは理解に苦しみ、十分な毒性データの解析をお願いしたいという趣旨のものでございます。

回答でございますが、まずこのものが国内での農薬登録はされていないが、海外で使用されていて、ポジティブリスト制度において暫定基準が設定されているということを説明しております。そして、今般、米国の評価機関による評価書等を参照して評価を行って、御指摘のあった 90 日間の試験について試験の詳細の確認はできていないが、この試験が米国テストガイドラインに適合した試験であり、必要な検査は行われていて評価可能と判断したということを説明しております。

そしてその次の段落でございますが、90 日間亜急性神経毒性試験で、雄は最高用量の 1,200ppm 投与でも、検体投与の影響はなかったが、雌ではこの 1,200ppm 以上の投与群で後肢開脚幅の減少が認められたということで、急性神経毒性試験で認められた神経系への影響が発現していると考えられたということ、それから 90 日間の亜急性毒性試験、こちらでは 1,600ppm の投与群の雌雄でハンドリング時の硬直が認められたということを説明しております。したがってこれら 3 本の試験から神経毒性について適切に評価を行っていると考えられているということを回答しております。

3 の御意見は、発生毒性試験で仔動物への F O B のエンドポイントのデータ開示があってもよいものと感じましたということで、上述したように乳飲み子、成長期の子どもへの影響は重大な問題となるからという御意見でございます。回答ですが、まず発生毒性試験につきまして、妊娠中の母動物が被験物質に暴露された場合の胎児の発生、発育に及ぼす影響に関する科学的知見を得ることを目的としたものということを説明しております。児動物の F O B を観察できるものになっていないということを説明しております。そして児動物の成育に及ぼす影響は、繁殖試験において 2 世代にわたり被験物質を投与することで確認しているということを回答しております。評価に用いた 2 世代繁殖試験の資料は、米国のテストガイドラインに適合していることが確認できており、評価可能と判断したことを回答しております。この資料では体重への影響と肝臓及び腎臓への影響が認められましたが、特段の所見は認められていないということ。ただし、2 世代繁殖試験では、

30ppm 投与群で離乳後初期の体重増加抑制、それから腎乳頭石灰化が認められたということで、無毒性量が得られなかったということを説明しております。そして 30ppm の括弧書きにありますように、ここでの最低の用量であります 1.9 mg/kg 体重/日に基づきまして、安全係数については追加の係数 3 を加えた 300 として、ADI を設定したということを回答しております。したがって、ADI に基づく管理が行われることにより、乳飲み子、成長期の子どもの安全性は担保されるものと考えますということを回答しております。

4 といまして、上記を踏まえて諸事項などに関して再考していただければ幸いに存じますという御意見でございますが、こちらについては、以上 1 ～ 3 について農薬専門調査会では適切に評価を行っていると考えておりますと回答しております。

最後のページに、評価書の変更点がございますが、記載の整備に関する修正でございます、内容にかかわるものではございません。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちシクラニルドの 1 日摂取許容量を 0.0063 mg/kg 体重/日と設定するということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 平成 23 年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の対象課題の案について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題案及び平成 23 年度食品安全確保総合調査の対象課題の案についてでございます。先日、調査・研究企画調整会議が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いいたします。

○廣瀬委員 去る 5 月 26 日に開催いたしました第 4 回調査・研究企画調整会議及び第 6 回研究運

営部会におきまして、平成 23 年度食品健康影響評価技術研究課題の新規対象課題及び食品安全確保総合調査の対象課題、それぞれの案につきまして審議を行い、取りまとめましたので、御報告いたします。詳細につきましては事務局から説明、お願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料 2-1 及び 2-2 に基づきまして御報告申し上げます。

まず、平成 23 年食品健康影響評価技術研究課題の新規対象課題の選定の経緯を御説明いたします。平成 23 年 2 月 7 日から 3 月 3 日までの間、研究課題の公募を行いましたところ、合計 45 課題の応募があり、各課題について事前評価を行いました。具体的には、まず 4 月 13 日に書面による一次審査を行いまして、次にその結果、選定された 10 課題について 5 月 18 日に終日かけてヒアリングによる二次審査を行いました。二次審査の結果をもとに、5 月 26 日に各課題ごとに評価内容について御審議いただくとともに、5 月 23 日の調査選定部会において選定された調査事業の課題との調整を経て、平成 23 年度の新規課題の案として、7 課題を選定したところでございます。

資料 2-1 は、その結果を取りまとめたものでございます。1 枚めくっていただきまして 3 ページ以下の表をごらんください。この表では、平成 23 年度の新規課題として選定した 7 課題について、それぞれ個別に研究内容等をまとめております。項目としては、上から研究分野名、研究課題名、主任研究者、所属機関、応募時の研究期間、応募時の研究の概要、評価所見、評点から構成されております。このうち、下から 2 つ目の評価所見につきましては、ヒアリング審査において検討した各課題の優れた点、または留意すべき点などを具体的に評価所見として示すこととしており、研究運営部会で御議論いただいたものでございます。

なお、昨年度に実施した継続課題に対する中間評価から、評点を示すこととしております。

それでは、選定された研究課題名のみ御報告させていただきます。3 ページは「リステリア症に係わる高病原性リステリア株に関する研究」でございます。4 ページは「アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価」、5 ページ、「肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発」、6 ページ、「遺伝毒性を含む発がん作用機序を包括的に評価する動物モデルの開発」、7 ページ、「日本における農薬等の急性参照用量設定のためのガイダンス作成に関する研究」、8 ページ、「食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究」、9 ページが「胎児移行性における種差を反映したヒト胎児毒性リスク評価手法の開発」、以上 7 課題でございます。本日、資料 2-1 の内容をお認めいただきましたなら、事務局より直ちに各主任研究者にこの結果を通知いたしまして、

23 年度の具体的な委託額を決定し、23 年度の委託契約を締結したいと考えております。

なお、採択されなかった研究課題の研究者に対しても、その旨を通知させていただきたいと考えております。

続きまして、資料 2－2 をごらんください。先ほども申し上げましたが、平成 23 年 5 月 23 日の調査選定部会において、平成 23 年度における食品安全確保総合調査の対象課題について検討を行い、ここにお示ししている 3 課題の選定を行っております。調査事業につきましても、主に課題名のみ報告させていただきます。3 ページの課題番号 1 は、「ポジティブ制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査」でございます。調査対象物質は、アルベンダゾール他 37 物質でございます。

4 ページの 2 は、「食品中に含まれる物質等の安全性評価等科学的知見の収集に関する調査」でございます。調査対象物質等は、フッ素樹脂他 9 ハザードでございます。

5 ページの 3 は、「腸管出血性大腸菌の食品健康影響評価に関する調査」でございます。調査内容は、腸管出血性大腸菌の発症菌数、用量反応、その他国内外の科学的知見の収集と、生食用牛肉の加工等の工程における食中毒原因菌によるリスク低減の検証に必要な科学的知見の収集です。

以上、3 課題でございます。

本日、資料 2－2 の内容をお認めいただきましたならば、直ちに仕様書の決定及び入札の手續に着手し、請負業者の選定等、所要の手續をとり、迅速に調査を開始してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○熊谷委員 対象課題の決定につきましては、異議はありませんですが、ちょっと文言を少し加えていただいたほうがいいのかと思う点を 1 点。

資料 2－1 の 3 ページの研究の概要という中で、3 行目で「リステリア症を発症する患者数は極端に少ない」とありますけれども、「我が国において」というのを「リステリア症を発症する患者数は」の前に入れていただいたほうがいいのではないかと思います。国によっては非常に何千人とかいう膨大な数を数えている国もありますので、そういうふうに入れたほうがいいと思いますので、

よろしくお願いします。

○小泉委員長 ほかはよろしいですか。ほかの方、御意見ございませんか。

よろしいですね。ないようでしたら、平成 23 年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題及び平成 23 年度食品安全確保総合調査の対象課題につきましては、案のとおり決定することといたします。

ほかに議事はございますか。

(3) その他

○坂本評価課長 事務局から 1 点御報告がございます。前回の食品安全委員会における質疑応答に関しまして、農林水産省から訂正の連絡がございましたので、御報告いたします。

前回の食品安全委員会会合におきまして、家畜伝染病予防法改正に関係する案件が食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうかの審議が行われましたが、その際に熊谷委員から、農林水産省の説明者に対し、我が国におけるうずらでのニューカッスル病の発生状況について質問がありました。農林水産省からうずらのニューカッスル病は我が国では報告はないという趣旨の回答があったのですが、委員会終了後、事務局に過去 5 年間はなかったということを勘違いして回答してしまったもので、平成 13 年に 1 件うずらでの発生事例が報告されていた旨の連絡がございました。

事務局から質問された熊谷委員にすぐに本件について御報告し、特に追加質問もないということを確認しております。

本件につきましては、前回の議事録の該当箇所に注釈として、うずらについては、平成 13 年に 1 件ニューカッスル病の国内発生の報告があった旨、委員会終了後に農林水産省から連絡があった旨を記載した上で、ホームページに掲載する予定でございます。

報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

熊谷さん、いかがですか。

○熊谷委員 うずらで非常に情報が少ないですので、確認のためにお聞きしたまでです。ありがとうございました。

○小泉委員長 それでは、ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、6月9日木曜日 14 時から開催を予定しております。また、あす3日金曜日 16 時から「企画専門調査会」が公開で、来週6日月曜日 15 時から「肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会、薬剤耐性菌に関するワーキング・グループ」が公開で、7日火曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開でそれぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第384回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。